

3 従事中(猶予中)～免除 まで

東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター

保育士を続けているとき

- 毎年、保育士を継続していることを従事先に証明してもらって届出

《提出書類》

- ①保育士業務従事届
- ②従事日数内訳書(非常勤の方のみ)
- ③返還猶予申請書(非常勤の方のみ)

やむを得ない理由で休職するとき

- 保育士として従事しているとき、以下の状況になったら猶予申請
 - (1) 出産休暇・育児休業を取得
 - (2) 介護休業を取得
 - (3) 病気休職を取得
- この猶予期間は、免除に向けた保育士業務に従事した期間とはみなされない
- 猶予期間後に保育士として復帰したら、保育士業務従事による猶予申請
- 復帰できなければ原則返還

やむを得ない理由で休職するとき (1) 出産休暇・育児休業を取得

《猶予期間》

産育休に入る日の属する月の翌月から産育休終了まで

《提出書類》

- ① 返還猶予申請書
- ② 産育休取得の証明(従事先が発行)か医師の証明書か母子手帳のコピー

やむを得ない理由で休職するとき (2)介護休業を取得

《猶予期間》

休業開始日の属する月の翌月から休業終了まで

《提出書類》

- ①返還猶予申請書
- ②介護休業取得の証明(従事先が発行)

やむを得ない理由で休職するとき (3)病気休職を取得

《猶予期間》

休職開始日の属する月の翌月から医師が診断した療養期間。引き続き療養が必要な場合は延長可。

《提出書類》

- ①返還猶予申請書
- ②医師の診断書か病気休職取得の証明(従事先が発行)

やむを得ず人事異動で保育士以外の業務に従事するとき

《猶予期間》

通算2年以内

《提出書類》

①返還猶予申請書

②保育士業務に従事できなくなったことの証明(従事先代表者の証明)

《その後》

保育士業務に復帰⇒保育士業務に従事することによる猶予申請

保育士業務に戻れなかった⇒返還手続き

政府や自治体からの要請による従事先の休園等

《猶予期間》

休園等を開始した日の属する月の翌月から休園等が終了した日の属する月まで

《提出書類》

①返還猶予申請書(従事先に証明してもらう)

《その後》

従事再開時に、保育士業務に従事することによる猶予申請

従事先が変わったとき

- 異動や転職で従事先が変わったとき、勤務形態(常勤・非常勤)が変わったときに届出
- 離職日の属する月の翌月に新たな従事先で従事開始すること。1ヶ月以上間が空くと継続していないため返還

《提出書類》

- ①従事先変更届兼指定施設証明書(変更後従事先で証明)
- ②保育士業務従事届(変更前従事先で証明)
- ③従事日数内訳書(変更前従事先で非常勤だった場合)
- ④返還猶予申請書(変更前または変更後に非常勤の場合)

従事先が変わったとき

***修学生の意思によらず、人事異動で都外の従事先施設で保育士として従事**

➡上記①と従事先が発行する「辞令」または「人事異動通知書」を提出

➡*の内容が確認できたときは、返還免除に向けた従事期間としてみなされる

保育士として所定の期間の従事が終わったとき

- 所定の期間、継続して保育士業務に従事したときに免除申請
- 所定の期間とは、過疎地域の従事または中高年離職者の場合は3年、他は5年
- 月と月の間を空けず、1ヶ月に1日以上、年間180日以上従事

《提出書類》

- ①返還免除申請書
- ②保育士業務従事届
- ③従事日数内訳書(非常勤の場合)